

# 高齢者虐待防止のための指針

株式会社絆ケア  
ハピネス訪問看護ステーション

# 高齢者虐待防止のための指針

## 1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳の保持や人格尊重に深刻な影響を及ぼす事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示す通り、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を講じることは極めて重要です。

当事業所では、同法の趣旨・理念に基づき、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当事業所が掲げる私たちの想いである「心も体も健康に繋がる気持ちに寄り添った配慮や気配りを通じて、自分らしく生活できる環境づくりをサポートする」を実現するため、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、高齢者虐待に該当するいずれも行いません。

- |     |   |
|-----|---|
| i   | 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。                           |
| ii  | 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |
| iii | 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。         |
| iv  | 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。                       |
| v   | 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。                   |

## 2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### 1) 虐待防止委員会の設置

指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第73条第7号に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として「ハピネス訪問看護ステーション虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。

### 2) 虐待防止委員会の組織

委員会の構成員は、各事業の部長及び各事業所の管理者及び社内にて指名された者としします。

委員会の責任者として委員長を置き、委員長は看護部長が努めます。また副委員長はリハビリ部長が努めると共に、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）を定めます。その他、各構成員の役割は下表のとおりとしします。

構成員	役割
看護部長	委員長（責任者）
リハビリ部長	副委員長
総務部長	虐待防止措置の周知、進捗管理
事業所管理者	・ 医療的ケアに関する検討、医師、ケアマネジャー等への共有・説明 ・ ご利用者・ご家族等への説明・相談対応
社内にて使命された者	

### 3) 委員会の開催

委員会は、年間計画に基づき6か月に1回以上定期的に開催するとともに、必要に応じて委員長の招集により随時開催します。

### 4) 委員会における協議・検討事項

委員会では、以下の項目について協議・検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。

- (1) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- (2) 虐待防止のための指針整備・見直しに関する事
- (3) 虐待防止のための職員研修の内容等に関する事
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- (6) 虐待等が発生した場合の、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関する事

### 5) 結果の周知方法

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録・その他資料を作成し、各リーダーにより回覧する(IT機器活用等含)等して周知徹底を図ります。

## 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待などの防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき研修を開催します。

### 1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、職員研修を年1回(4月を目安)に実施します。

### 2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかる研修を実施します。

### 3) 研修内容

研修内容は、以下の内容を基本としその他は、虐待防止検討委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識(高齢者虐待防止法の基本的考え方)
- (2) 本指針内容及び「船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル」(参考①)、「厚生労働省 高齢者虐待防止の基本」(参考②)等の基本的知識(虐待の種類や発生リスク等)
- (3) 虐待などに関する相談・報告ならびに通報の方法や手順
- (4) 委員会の活動内容及び委員会にて決定した事項

### 4) 実施方法

研修方法は、集合研修又はWEB研修、集合+WEB研修の中より状況に応じて選択し実施します。

尚、欠席者については、後日伝達研修を実施しその結果を研修記録に含めます。

### 5) 研修記録

研修の実施後、当社指定の統一様式により研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに保管・管

理いたします。

#### 4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

##### 1) 市町村への通報

虐待及びその疑いがある高齢者（ご利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括支援センター又は各市町村の窓口へ連絡します。また、養護者による虐待である場合にも同様に対処連絡します。尚、緊急性の高い事案が発生した場合は、警察等へ連絡し、協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を優先します。

高齢者等虐待について 船橋市役所 地域包括ケア推進課 047-436-2558

船橋市福祉サービス部指導監査課 047-404-2712

名称	担当地区	連絡先
中部地域包括支援センター	米ヶ崎町、夏見、夏見台、夏見町、金杉、金杉台、高根町、緑台	047-423-2551
新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	新高根、芝山、高根台	047-404-706
東部地域包括支援センター	滝台、滝台町、二宮、飯山満町、七林町、薬円台、薬円台町	047-490-4171
三田・田喜野井地域包括支援センター	田喜野井、習志野、三山	047-403-5155
習志野台地域包括支援センター	習志野台、西習志野	047-462-0002
前原地域包括支援センター	中野木、前原東、前原西	047-403-3201
西部地域包括支援センター	印内、印内町、葛飾町、古作、古作町、西船、東中山、本郷町、山野町、二子町、本中山	047-302-2628
法典地域包括支援センター	上山町、藤原、馬込町、馬込西、丸山	047-430-4140
塚田地域包括支援センター	旭町、北本町、行田、行田西、前貝塚町、山手	047-404-7221
南部地域包括支援センター	栄町、潮見町、高瀬町、西浦、浜町、日の出、湊町、若松、本町3丁目、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神、南本町	047-436-2883
宮本・本町地域包括支援センター	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台、本町（3丁目除）	047-401-0341
北部地域包括支援センター	三咲、三咲町、南美咲、松が丘、大穴南、大穴北、大穴町	047-440-7935
二和・八木が谷地域包括支援センター	二和東、二和西、咲が丘、高野台、みやぎ台、八木が谷、八木が谷町	047-448-7115
豊富・坪井地域包括支援センター	大神保町、金堀町、楠が山町、車方町、小野田町、小室町、古和釜町、神保町、鈴身町、坪井町、豊富町、坪井東、坪井西	047-457-3331

## 2) 事業所内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（ご利用者）を発見・通報を受けた場合を含めて、虐待が発生した場合には、速やかに委員会構成委員に報告します。この際、報告の方法・様式は社内共通様式を使用してその内容を記録として作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応指示を適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市区町村などへの通報の有無確認、必要と思われる場所への通報
- (3) 法人内・ご家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員、関係職員の勤務状況の確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告（社内会議体含む）
- (8) 委員会における事後対応及び再発防止策に実行状況の各人と評価

## 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告体制は、本指針4. 1) 及び2) に準じます。

報告ルートは「虐待対応マニュアル」（別添①）に準じます。

## 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含め、成年後見制度その他の権利擁護事業について、ご利用者やご家族等へ説明を行うとともに、その状況に応じて、各市役所及び各社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合においては、委員会が直接区市役所等へ連絡し、対応については相談します。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、苦情対応窓口において受付します。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて委員会に報告します。尚、ご利用者、ご家族からサービスに関わる苦情や疑問が生じた場合は真摯に受け止め速やかに事実確認を行った上で説明及び解決に最大限努めます。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、ご利用者・ご家族（身元引受人等）、後見人等の関係者及び事業所職員、ならびにその他関係者がいつでも閲覧できるようにするため、事業所内に常設されている虐待防止マニュアルと共に保管し自由に閲覧可能とします。また、ホームページでも閲覧可能とします。

## 9. その他の虐待の防止の推進のために必要な事項

### 1) 「虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえ、「船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル」等を活用し、日常業務における虐待等

の防止に努めます。

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

船橋市訪問看護ステーションの他事業所との連携、船橋市居宅介護サービス事業所との連携、船橋市高齢者福祉事業及び介護保険事業等や虐待防止に関わる研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を図ります。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の内容については、委員会により決定、実施します。

附則

この指針は、2024年3月1日より施行する。

以 上